

明日香村公共事業景觀形成指針

平成24年3月
明日香村

目 次

1	はじめに	1
1-1	目的	1
1-2	位置付け	1
2	基本姿勢	3
3	基本指針	4
4	個別指針	7
4-1	段階別指針（段階別配慮事項）	8
4-2	施設別指針	12
4-3	要素別指針	17
4-4	管理指針	24
5	景観形成の進め方	26
5-1	手続き	26
5-2	景観デザインの検証	28
6	資料	30
6-1	主要な遺跡、展望地、道路	30
6-2	色彩基準	33
6-3	参考資料	36

1

はじめに

1-1 目的

道路や公園、河川などの公共施設や公共建築物は、多くの人々が自由に利用できる場であるとともに、広がりのある景観や歴史的風土を感じられる場となります。また、それらは一旦建設されると永い年月にわたり存続し続け、明日香村の歴史的風土や景観に大きな影響を与えることとなります。そのため、公共施設や公共建築物は明日香村における重要な社会基盤であると同時に、明日香村の歴史的風土ならびに景観の基盤であるといえます。

明日香村の歴史的風土の保存と併せ、良好な景観の形成を進めるためには、より質の高い公共施設や公共建築物の整備を行い、行政が景観づくりの先導的役割を果たしていくことが求められます。

明日香村景観計画に掲げる景観づくりの目標「古代から現代まで継承されてきた歴史文化遺産の保全・活用を図りながら、多様な美しさを保ち、活気があふれる景観づくりを、村民、事業者、広範にわたる国民、専門家、行政等の協働で進めるとともに、明日香村のより一層の発展を目指す」のもと、公共事業等の実施に携わる実務担当者が、明日香らしい景観づくりに対する共通認識を持ち、計画・施工・維持管理の各工程を円滑に推進するため、「明日香村公共事業景観形成指針」を策定します。

1-2 位置付け

法・条例

本指針は、景観法に基づき平成23年3月に策定した「明日香村景観条例」第21条第1項の規定に基づき、公共事業の実施にあたっての良好な景観形成を図るための指針を定めるものです。

明日香村景観条例 一抜粋一

第5節 公共事業の景観形成

(公共事業景観形成指針)

第21条 村長は、公共施設等の整備に関する事業(以下「公共事業」という。)の実施に当たって景観形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を策定することができる。

- 2 村長は、公共事業景観形成指針を策定し、又は変更しようとするときは、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 公共事業を実施する者は、公共事業景観形成指針に即して当該公共事業を実施するよう努めなければならない。
- 4 村長は、国の機関、県の機関又は村の機関に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共事業景観形成指針に配慮するよう求めることができる。
(公共事業の事前協議等)

第 22 条 景観計画区域内において、国の機関、県の機関又は村の機関が、第 13 条に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ村長にその旨を通知しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による通知があった場合において、その通知に係る行為が明日香村における良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれがあると認める場合においては、当該国の機関、県の機関又は村の機関に対し、協議を求めることができる。

対象事業

本指針は、明日香村内で実施される以下の施設の整備を行う公共事業を対象とします。村の機関が実施する公共事業にあつては、本指針に即して実施するよう努めることとします。また、国の機関、県の機関が実施する公共事業についても本指針に配慮するよう要請することとします。

- ①道路及び道路付帯施設
- ②河川、ため池、水路
- ③砂防、治山施設
- ④公園、緑地
- ⑤公共建築物

なお、災害復旧等の緊急を要する事業もしくは小規模な維持補修などの周辺景観に与える影響が極めて小さい事業については、この指針の適用を除外することができるものとします（除外事業であっても、可能な範囲で歴史的風土ならびに景観への配慮を行うこととします）。また、景観重要公共施設に位置づけられた公共施設の整備及び占用許可等は景観計画に即して行うものとし、景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準に定めのない事項については本指針によるものとします。

活用方法

本指針は、公共事業等に関わる事業者、設計者及び施工者、施設管理者を対象としています。事業の企画構想、基本計画、基本設計、実施設計、施工、運営管理などの各段階で繰り返し活用し、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（改善）のサイクルを継続的に行うことで景観デザインの質の向上を図ることが求められます。

また、本指針は、国の機関、県の機関、村の機関に対する景観への配慮の要請や、明日香景観委員会における公共事業の審査指針としても活用していきます。

（具体的な活用方法は、「第 5 章 公共事業の景観形成の進め方」に記載しています。）

2

基本姿勢

明日香村総合計画や明日香村歴史的風土保存計画、明日香風致地区保全方針、明日香村景観計画等の上位関連計画との整合を図りながら、歴史的風土との調和に十分に配慮することを基本とした上で、次の5つの基本姿勢に基づき公共事業を実施します。

景観づくりの重要性を認識する

○事業担当者等が景観に配慮する視点を持つとともに、景観に対する意識・知識・経験を高めることに努めます。そして、公共施設が景観に与える影響の大きさを認識し、安全性や経済性、機能性などとの調整のもと、地域に根ざし、明日香村の歴史的風土と調和した質の高い公共施設等の整備を進めます。

景観づくりの方向性を共有する

○公共事業は、計画から設計、施工まで長い期間を要するものが多く、当初に計画された際のコンセプトを事業の各段階に継承し、事業の一貫性を確保することが必要です。景観形成に携わる関係者の認識の共有化を図り、景観形成の方針や具体的な考え方を事業の初期段階から完了後の維持管理段階まで継承します。

景観づくりを先導する

○村民ならびに多くの観光客が、景観づくりへの参画意欲を湧き起こし、自ら景観づくりについて考え、行動していくための見本となるような公共施設等の整備を進めます。また、景観づくりやまちづくりなどの活動の場として積極的に活用できるような空間づくりならびに仕組みづくりにより、村民が誇りと愛着をもてる施設としていきます。

景観づくりを協働で進める

○大規模な公共施設等については、構想・計画・設計等の各段階において、必要に応じて村民の意見を聴くことにより、良好な景観の形成について官民双方の認識の共有に努めながら協働で計画づくりを進めます。また、村民自らが公共施設の維持管理を行う仕組みなどを取り入れながら、官民協働での継続的な景観づくりを進めます。

景観づくりを地域の活力につなげる

○景観づくりは地域づくりであると捉え、景観形成の取組を通じて地域が活性化し、交流人口の増加や観光産業の振興に繋がるよう、賑わいやもてなしの空間・環境づくりに努めます。

3

基本指針

公共事業全体に共通する指針として、以下の8つの基本指針を定めます。

場所 ～文化、生活・生業、説話・伝承などの地域の個性を尊重します～

- 風景に刻まれた土地の記憶である明日香村の文化や生活・生業、説話や伝承などは、明日香村固有の景観特性を形成する重要な要素です。これらの要素を十分に把握した上で、形態又は色彩その他の意匠を吟味し、明日香村の個性を表現します。
- 古くから使用されている地場産の材料などを積極的に使用するよう努め、明日香村固有の景観を保全していきます。
- 良好な景観の形成は、新たに良好な景観を創出することのみならず、現にある良好な景観を保全することを含むものであることを旨とし、地域の景観資源を積極的に保全・活用します。

地勢 ～地勢、地形などで作くりだされる大きな風景を尊重します～

- 山並みや河川など、明日香村の歴史的風土の骨格となる要素を保全するため、施設整備による地形改変や大規模で画一的な土地造成を抑制し、現況の地形・微地形を活かした施設整備を行います。
- 豊かな自然環境は、多種多様な生物を育む貴重な資源であることから、生態系に配慮した施設の位置・配置の工夫や多自然型工法の採用等を検討します。

尺度 ～人間のスケール、空間の大きさなどの適切なスケールを大切にします～

- 大規模な建築物や駐車場などを計画する場合は、建築物の分節化や壁面デザインの方節化、施設周囲の緑化などにより、周辺の集落や自然環境等に適した尺度（ヒューマンスケール）をとり入れます。
- 歩行者や自転車利用者等の視点から、細部まで行き届いたデザインを行います。

調和 ～空間・事象間の関係に配慮します～

- 明日香村の歴史的風土ならびに周辺環境との調和に配慮するとともに、施設のディテールと全体のイメージが食い違わないよう、関係性、関連性のあるデザイン（形態・意匠・材料・色彩）とし、施設全体の調和に十分に配慮します。
- 事業区域、事業時期、事業主体又は施設管理者などの所管や立場を超えて一体的に取り組みます。特に、施設の敷地境界や官民の敷地境界等の境界では、空間的な連続性や関係性を確保するなど、際（きわ）のデザインや見え方を工夫します。

- 施設の規模や配置、デザインは、多様な視点場から眺められることに十分に配慮したものとする。とりわけ、主要な遺跡、展望地、道路（本指針6-1参照）からの眺めに当該施設が映り込む場合は、その見え方についてのシミュレーションを行うことにより、周辺環境との調和を図ります。
- 公共施設や公共建築物は、地域に何十年と存在し続け、地域住民の生活を支える基盤となることから、新たな装飾などを創り出すのではなく、氾濫するモノや色数を削ぎ落とすことから景観づくりを考えていきます。

秩序 ～地域・大字の景観をつくりだす秩序を受け継いでいきます～

- 人々の営みのなかでつくられ、育まれてきた集落空間は、各地域・大字によって守り伝えられてきた一定の秩序（仕組みや構成、決まりごと）の上に成り立っています。対象となる地域や大字全体の土地利用の仕組み、敷地の使い方や建築物の建て方、形態・意匠・材料・色彩など、地域・大字の景観を創り出している秩序を読み解き、地域・大字の秩序に即した整備を推進します。
- 大字景観計画を策定している大字においては、大字景観計画の内容に即したものとしていきます。

コミュニティ ～人々のつながり、活動を守り育てます～

- 良好な景観とは、住民がその地域に愛着と誇りを持ち、守り育てることによって初めて形成されるものであることから、住民、事業者、市町村等の幅広い主体の参加と合意を得るよう努めます。
- 景観づくりは多様な分野の人々が相互に関連して進めていくものであることから、公共事業をきっかけとして、村民、行政、事業者、専門家、飛鳥ファン等の多様な分野・立場の人々が、景観への関心・意識を高めるとともに、継続して景観づくりに関われる場、景観づくりの担い手の育成の場、担い手相互のネットワークの形成の場となるよう努めます。

時間 ～気候や季節変化、歴史などの時の流れを考慮します～

- 施設そのものが長期間に渡り安全に使用できることに加え、その景観も50年後、100年後の評価に耐えられるものとなるよう、時間の経過とともに味わいを増し、周囲の景観に馴染む効果が表れるような素材の選定など、長期使用を想定した景観デザインに配慮します。
- 周辺の自然植生に配慮しつつ、花木や落葉樹等の季節感を生かした景観の演出を行います。また、樹木の成長とともに変化する景観を想定し、適切な樹種の選定、育成環

境の整備及び維持管理を進めます。

- 神話・伝承ゆかりの地や古墳群のような古代の息吹をそのまま伝える貴重な文化的遺産、時代とともに形成されてきた町並みが残されている地域においては、地域固有の風情、情緒、たたずまいといった歴史的な環境を損なわないよう努めます。

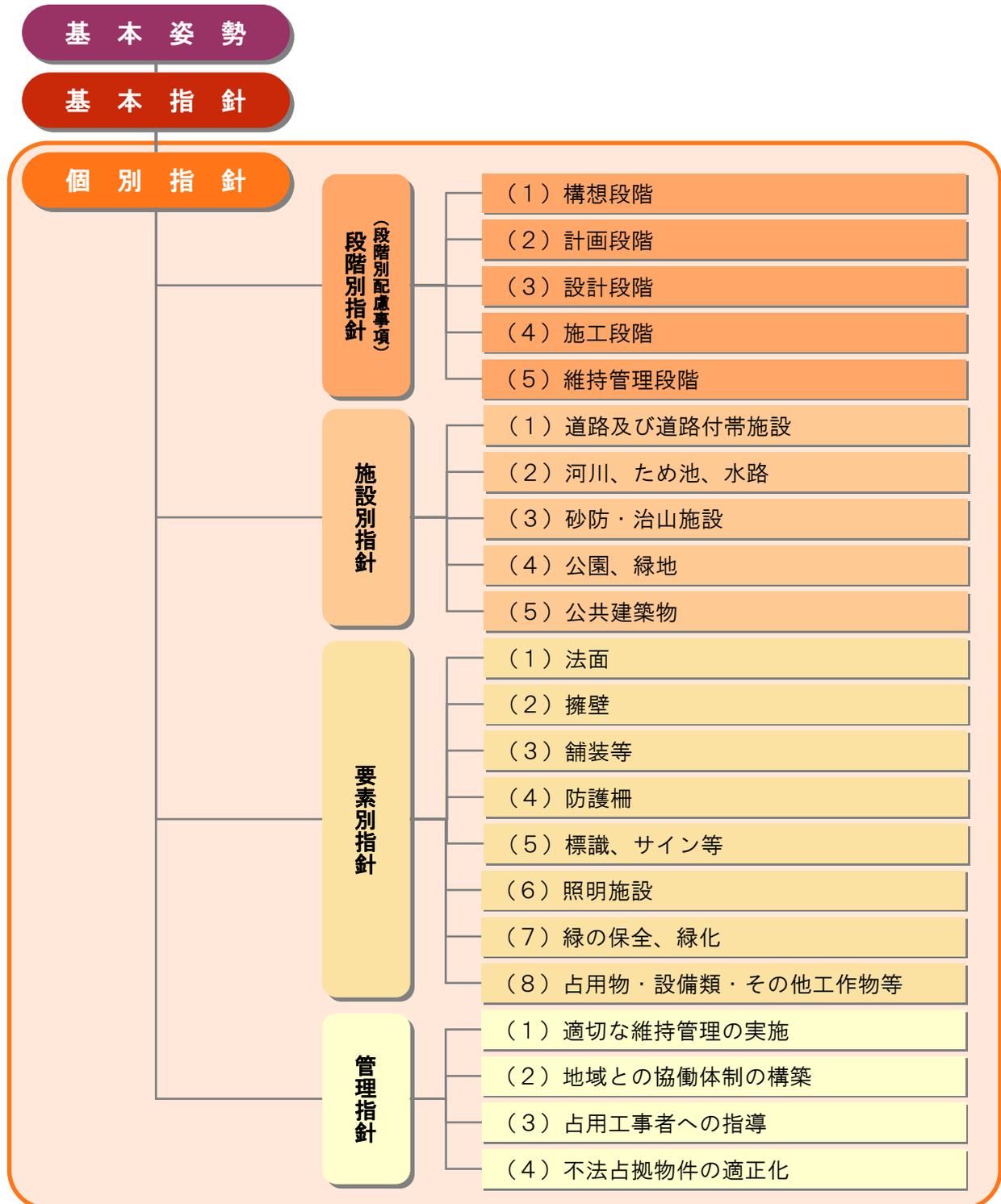
■ 機能 ～機能性、経済性、安全性と景観デザインを調整します～

- 公共施設に求められている機能の本質を十分に認識し、安全性を保ち、利用者への安心感を与える施設整備を推進するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを心がけ、機能と景観の両面において質の高い公共施設を整備します。
- イニシャルコストやランニングコストを抑えながら良質な景観デザインを実現するなど、建設、維持管理、廃棄時の費用など、ライフサイクルコストを考慮した景観デザインを行います。
- 工事中の仮囲い施設や建築資材等の見え方の工夫を行い、いつ見ても良好な景観が保たれるよう配慮します。

4

個別指針

第2章の基本姿勢、第3章の基本指針のもとに、個別指針として、「段階別指針」、「施設別指針」、「要素別指針」、「管理指針」の4つの指針を設定します。



4-1 段階別指針（段階別配慮事項）

段階別指針は、公共事業の各段階において配慮すべき事項を示すものです。事業の種類や規模、内容に応じて、可能な限り本指針に即して実施していくこととします。

構想段階

○景観形成にあたり配慮すべき事項や景観の目標像を定めるための必要な情報を得るため、現地踏査を行うとともに必要に応じて文献調査を行います。その際、特に、当該区域における歴史的風土の特質や万葉歌との関係、地域住民の生活や文化的背景などに十分留意することとします。

⇒現地踏査では、地形や植生、生態系等の自然環境の現状や景観資源の分布状況、明日香村景観計画に定める視点場からの眺望への影響及び当該地域及び周辺地域におけるその他景観保全上重要な視点場からの眺望への影響、周辺住民へのヒアリング調査等を含めた空間の利用状況などの把握を基本とします。

⇒文献調査では、以下の文献などを利用し、歴史・文化特性、自然特性、社会特性等を的確に把握します。

【文献例】

- ・ 明日香村の歴史や民俗文化を整理した文献
 - 「續明日香村史」（上～下巻、明日香村）
 - 「飛鳥に遊ぶ」（国土交通省近畿地方整備局飛鳥国営公園出張所発行）
 - 「飛鳥の民俗」（飛鳥民俗調査会）
 など
- ・ 文化財の既往調査文献
 - 「奈良県遺跡地図」（奈良県教育委員会）
 - 個別の発掘調査報告
 など
- ・ 自然環境に関する文献
 - 「自然環境保全基礎調査データ」（環境省）
 - 「大切にしたい奈良県の野生動植物—奈良県版レッドデータブック—」（奈良県）
 など
- ・ 上位関連計画
 - 「明日香村総合計画」
 - 「明日香村歴史的風土保存計画」
 - 「明日香風致保全方針」
 - 「明日香村景観計画」
 など

○古都保存法や奈良県風致地区条例をはじめとした関連法制度、ならびに国の定める公共事業の景観形成ガイドライン（「河川景観ガイドライン『河川景観の形成と保全の考

え方』、「道路デザイン指針」、「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」など）や奈良県の定める「奈良県公共事業景観形成指針」に即したものとします。

- 構想段階から維持管理段階に至るまで、景観形成にあたり配慮すべき事項や景観の目標像を引き継いでいけるよう、構想段階において、計画・設計・施工・維持管理の各段階において必要となる配慮事項を把握・整理するとともに、官民双方の認識の共有に努めます。
- 透明性、客観性、合理性、公正性を満たしたプロセスとしていくため、構想段階から幅広く情報提供を行い、村民等の意見や提案を聴取するよう努めるとともに、歴史的風土の創造的保全活用の視点から、景観、観光、農林、文化財等の各分野が連携した取り組みを進めます。
- 明日香村は村全域にわたり埋蔵文化財包蔵地であり、開発行為等を行う場合には構想段階で事前協議・調整を行い、埋蔵文化財の保護に十分に配慮します。

計画段階

- 構想段階における基礎調査をもとに、対象となる施設とその周辺景観との関係や当該区域の歴史的風土との関係を考慮したうえで、景観形成の基本的な考え方や方向性を定め、その場所に適した施設の規模や配置、工種等を選定します。
- 計画の初期段階から幅広い主体の参加により良好な景観の保全・創出に向けた合意形成を図り、維持管理段階まで連携して取り組めるよう、住民等への情報提供を行い、意見や提案を聴取するよう努めます。
- 周辺集落の生活やまちづくり活動、観光振興や農業振興、文化財の保護などの取り組みと連携し、地域の魅力を総合的に高められる計画づくりを進めます。特に、明日香村景観計画第3部として認定された大字景観計画が定められている区域では、大字景観計画に即し、大字の景観との調和に十分に配慮した計画づくりを進めます。

設計段階

- 公共施設が目的とする機能性及び安全性を確保しつつ、将来的な維持管理も念頭においたうえで、周囲の景観に調和した設計を行います。
- 公共施設の整備は、景観の基盤ともいえ、周囲の景観に与える影響は非常に大きいことにかんがみ、必要に応じて事業実施後の景観を模型やコンピューター・グラフィックス等を用いた比較検討を行い、その影響を評価するとともに、説明会の開催等により周辺住民との十分な合意形成に努めます。
- 設計段階では構想段階及び計画段階で合意された景観整備の方針が確実に盛り込まれていることを確認するとともに、景観整備の方針が施工段階、維持管理段階に継承されるよう必要な措置を講じるものとします。

- 設計にあたっては、当該事業対象地の条件に類似する事例を参照して経年変化等の予測を行います。ただし、具体的な設計の内容・方法は地域毎の景観特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避け、明日香村ならびに当該地域の歴史的風土や景観に適したものとします。

施工段階

- 発注者、施工者及び設計者は当該事業に関して、構想段階から設計段階までの過程で合意された景観整備の方針が継承されるよう意思疎通を図り、景観形成に関する共通認識を持つよう努めます。また、施工の容易さなどの理由から安易に設計が変更され、構想段階から設計段階までの過程で合意された景観整備の方針が損なわれることが無いよう十分留意します。
- 施工にあたっては、部材サンプルを用いるなどして、当該環境下における対象物の見え方や印象を確認することとします。また、新しい技術や現在では殆ど行われていない伝統工法等による施工を行う場合は、実際に用いる施設・構造物等の試験施工を行い、現地での適応性やその効果等を確認します。
- 維持管理、清掃活動等に関して住民等の幅広い主体の参加が得られるよう、情報提供や協働の促進に努めます。
- 公共事業の施工段階で必要となる仮囲いや仮設備等の設置、建設資材等の仮置きについては工事期間中の一時的なものであるものの、周辺の景観に配慮します。また、視覚だけでなく、音や匂いなどの五感を通じて感じられる明日香らしい景観を阻害しないよう十分に配慮します。
- 事業完了時はもとより、事業の途中段階においても、利用者や施設管理者の視点も踏まえて景観形成の取組を振り返り、その成果と課題を明らかにすることによって、今後の整備手法の改善や同様の事業に対する応用、さらには維持管理段階の取組に役立てていくものとします。

維持管理段階

- 構想段階から施工段階までの過程で継承されてきた景観整備の方針に基づき、適切な維持管理に努めます。補修等を行う際は、当初施工に用いた材料を踏襲して使用するなど、景観的な違和感が生じないように努めます。
- 人為的な行為や災害等の気象条件などにより、施設等の劣化、破損、変形等が生じた場合は、構想段階から施工段階までの過程で継承されてきた景観形成の方針が損なわれたり、歴史的風土や周辺景観との不調和が生じたりしないように復旧を行います。
- 良好な景観とは、単に視覚的な面だけでなく、住民がその地域に愛着と誇りを持ち、守り育てることによって初めて形成されるものであることから、公共施設の維持管理、

清掃活動等に関して、村民や周辺大字の大字景観づくり協議会の参加を得ながら、事業者、企業、村等の幅広い主体が協働で行うよう努めます。

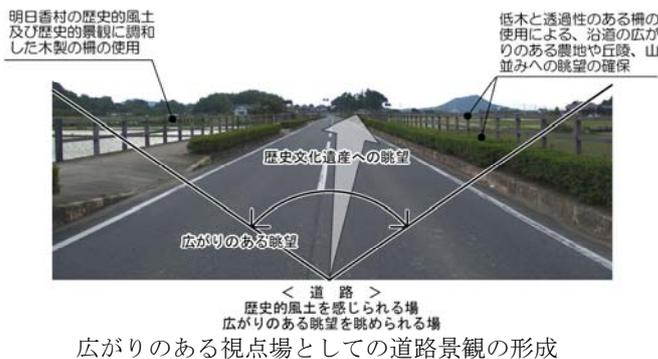
- 施設の統廃合等に伴い遊休化した施設については、景観の阻害要因となりやすいことから、施設の利活用を促進するとともに、利活用が見込めないものについては、解体・撤去や修景を施すよう努めます。

4-2

施設別指針

道路及び道路付帯施設

- 明日香村の歴史的風土ならびに景観の基盤をなす地形を尊重し、道路線形を地形に馴染ませることで、景観への影響を最小限にとどめるよう努めます。また、明日香村の歴史的イメージや地下遺構の保護の視点から地下構造物の採用はできる限り避けるよう努めます。（電柱電線類については、地中化と裏配線・軒下配線等とを使い分けることにより、地下遺構の保護と景観の形成の調整を図ります。）
- 道路は景観の「地」となり、明日香村の多くの景観に映り込む重要な構造物であるとともに、明日香村の歴史的風土や美しい景観を享受できる場でもあります。景観の「地」として主張しすぎないデザインを採用し、道路付帯施設も明日香村の歴史的風土ならびに景観に調和するよう、規模や配置を工夫するとともに、木製やそれに類する仕上げを基調とするなど材料や色彩等にも十分に配慮します。また、過度な施設の設置・整備を避け、不要な道路施設を取り除くなど、マイナスによるデザインを心がけます。
- 自動車利用者と自転車利用者、歩行者では、景観に対する印象が異なるとともに、道路及び道路付帯施設に求められる機能や質が異なることを考慮した上で、道路舗装や防護柵、照明施設、標識、サイン等は、明日香村の歴史的風土や景観との調和に配慮し、村内でのまとまりのあるデザインを採用するよう努めます。
- 橋梁形式の選定にあたっては、規模、形態、意匠、色彩を工夫し、明日香村の歴史的風土や背景となる周辺景観との調和に配慮しつつ、機能的・構造的必然性を重視し、過度な装飾を避けたデザインとします。
- 道路の改良等によって生じた残地等については、不要な防護柵等を撤去し、盛土による修景を施すなど、景観の阻害要因とならないよう配慮するとともに、植栽等により積極的に景観づくりを進めます。



電柱電線類の地中化（イメージ）

河川、ため池、水路

- 河川、ため池、水路の景観は、流域の地形や地質、植生等、様々な自然の営みと、人々の営みによって形づくられたものであり、水の働きによって形成された地形や多様な生物の生息環境の保全に努めるとともに、地域の歴史や風土に根ざした整備を行います。
- 水辺の空間は、広がりのある景観を享受でき、明日香村の歴史的風土を感じられる場のひとつとしても重要な空間となります。明日香村の歴史的風土や景観と調和した安全かつ質の高い景観づくりを進めます。
- 河川空間とその周辺地域を一体的に捉え、河畔林など河岸の自然環境を保全します。また、瀬や淵を活かした現況流路を基本とし、水際部を構造物で固定することなく、川の作用によるみお筋の変化や水際植生の回復などを許容できるよう努め、周辺の自然環境等との景観の連続性を確保します。
- 護岸を整備する場合においても、保全すべき要素や改善すべき要素を把握し、地場の材料を用いた伝統的な河川工法の採用或いは併用等も視野に入れて検討を行います。また、直線化や定規断面による画一的で単調な川とならないよう素材や形状、工法に十分に配慮するとともに、護岸の法勾配など、河床幅や護岸の見え方や周辺地形とのなじみ方などをもとに総合的に検討して決定します。
- 日常生活や祭礼・行事などにおける川やため池、水路の利用の実態や、地域に伝わる説話や伝承などの生活や文化との関わりを十分に把握した上で、地域ニーズにあわせた親水空間づくりを進め、地域での管理や清掃活動などを推進します。
- 飛鳥川上流の奥飛鳥の文化的景観の区域においては、「奥飛鳥文化的景観保存計画」に則り、奥飛鳥の歴史的風土ならびに文化的景観に調和した整備を推進します。



瀬と淵の創出（飛鳥川）



歴史資産の保全（飛鳥川）



大学と連携した川の整備



河川沿いの周遊路・親水護岸の整備（佐保川／奈良市）



飛鳥川の綱掛神事

砂防・治山施設

- 砂防施設等は地域住民の生命を守る重要な施設であることから、配置及び規模についての配慮は一般的に困難であるが、地域住民の生活や景観に対する影響も大きいことを考慮した上で、既存樹木の保全や長期的視点で植生・自然環境の回復に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮します。
- 擁壁の設置にあたっては、地形改変する範囲を必要最小限に留めるとともに、山肌に構造物が現れないよう、景観に配慮した配置や工法の採用、石材等の自然素材の活用や表面処理、緑化工法との併用、構造物の前面への植栽等により、周辺の自然景観との調和を図ります。特に、石材や木材については地場産材の活用を推進し、地域の活性化につなげます。



現地の本数調整伐で発生したスギ材を利用した林内の丸太筋工（静岡県伊東市）
（静岡県「しずおか木使い推進プラン」より）



スギ・ヒノキの間伐材を利用した丸太柵工（大阪府河内長野市）
（大阪府「木材利用事例集」より）

公園、緑地

- 明日香村の自然や歴史、文化等を十分に考慮し、明日香村の歴史的風土及び景観との調和に努めます。
- 敷地内における施設相互の調和に努めるとともに、公園内から見える山並み・集落等の景観資源を、公園を魅力づける景観要素として取り込むように、広場、園路等の配置・デザインを工夫するなど、公園内外のゆるやかな景観的連続性を大切にします。
- 自然地形を活かした施設配置による造成規模の縮小や、既存樹木や水辺等を活かした施設配置など、地形や植生、文化財などの景観資源を積極的に保全、活用することにより、眺望景観や俯瞰景観等、公園内外に広がる多彩な景観との出会いを創出します。
- 園路、広場、休憩所、遊具等は、安全面を考慮した上で、できる限り伝統的な素材や色彩を活かすとともに、地場産の自然素材（間伐材等）等の利用に努めます。
- 植栽は、地域に適した樹木を選定するとともに、既存植生の保全・活用に努めます。また、花木や落葉樹を効果的に配植し、公園施設（建築物）の壁面や駐車場等は積極的に緑化を進め、季節感やうるおいのある景観の形成を図ります。
- 樹林機能を改善する必要がある樹林地の修復にあたっては、景観の激変を避け、ゆるやかに変化する形を工夫しながら進めます。
- 散歩やジョギングなどの日常利用から、学習やイベント・行事などまで、多くの人々が多様な形で利用できる空間づくりを進めるとともに、それらの活動が良好な形で息長く持続する仕組み等を創出して行きます。
- 公園利用者、周辺居住者、公園関係者等の幅広い見方や意見を大切にし、景観整備、運営管理等に活かすことで、多くの人々が誇りと愛着をもてる公園・緑地とします。



広場から農地・山並みへ続く景観
(国営飛鳥歴史公園／高松塚周辺地区)



元々の棚田を活かす
(国営飛鳥歴史公園／高松塚周辺地区)



中尾山古墳を彩るモミジ
(国営飛鳥歴史公園／高松塚周辺地区)



住民参加による田植活動

公共建築物

- 博物館や美術館、図書館、学校施設などの公共建築物は、地域の人々の生活を支える重要な建築物であり、地域のシンボルとして、明日香村の景観形成において先導的役割を果たすことが期待されます。このような特徴を理解したうえで、公共建築物の整備にあたっては、明日香村景観計画第2部第1章第2節に示す景観形成基準を準用することとします。なお、敷地条件や建築物の用途等により景観形成基準への適合が困難な場合は、規模や配置、形態・意匠、色彩（色彩については、巻末の色彩基準に示す色彩を基調とする）等に十分に配慮し、明日香村の歴史的風土及び景観に調和に努めるとともに、敷地内における施設相互の調和に努めます。
- 大規模な建築物等については、分棟配置としたり、屋根や壁面に変化を設けるなどのデザインによる分節化を行うことで、周囲の歴史的な景観や自然環境との調和に配慮するとともに、歩行者等に威圧感を与えない配置、形態意匠を用いることとします。
- 建築物や付属する駐車場等は、地域の良好な景観を損なうことのないよう配慮するとともに、主要な遺跡、展望地、道路（本指針6-1参照）からの見え方に配慮した配置、植栽等による遮蔽などの工夫により、明日香村の歴史的風土ならびに良好な景観との調和を図ります。
- 敷地内の緑化については、周辺の自然植生との連続性に配慮した樹種を選定するなど、周辺景観と調和するよう努めます。



明日香村健康福祉センター「たちばな」



奈良県立万葉文化館



大養万葉記念館（旧南都銀行明日香支店）

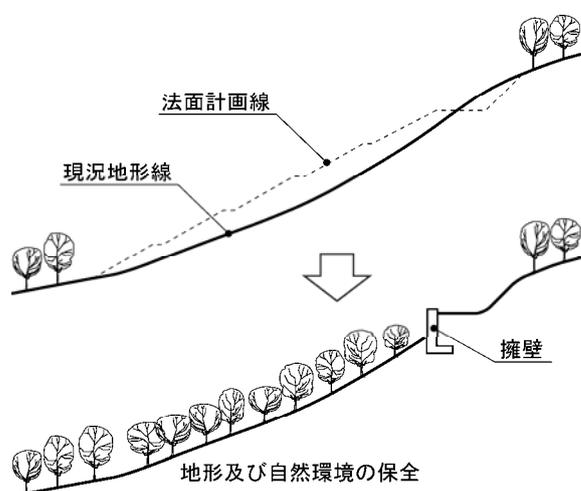


奈良文化財研究所飛鳥資料館

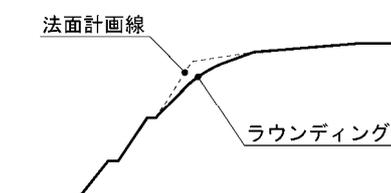
4-3 要素別指針

法面

- 法面の発生は、歴史的風土及び景観に与える影響が大きいことから、可能な限り地形の改変を避け、法面の回避・縮小を図るとともに、既存樹木の保全を図るよう努めます。擁壁や腰石積みの活用など、地域における歴史的風土の保存や景観の保全の視点から最適な工法を検討します。
- 法面が発生する箇所では、法肩をラウンディングする等、アースデザインの手法を用いて、法面と自然地形とのスムーズな連続性を確保することにより、植生に覆われ、最終的に自然が回復して地域の景観・環境の中に埋没していくように整備するよう努めます。
- 原則として緑化可能な勾配や工法の採用に努めるとともに、植物の生育環境を考慮した上で、表土の復元や郷土種を用いた植樹など、緑化方法を工夫します。



地域における歴史的風土の保存や景観の保全の視点から最適な工法を検討する。



ラウンディングによる周囲の景観との調和。



客土吹付工による法面の緑化（上部）



植生マット工による法面の緑化

擁壁

- 擁壁や腰石積みを設置した場合、将来的にそこに自然が回復することがないため、その設置には十分な検討を行い、地域における歴史的風土の保存や景観の保全の視点から最適な工法を検討します。
- 擁壁の設置にあたっては、圧迫感や景観との違和感を避け、長大とならないように努めるとともに、視覚的に目立つ場所では、形状の工夫や自然素材の活用、植栽や表面処理等により、周辺景観との連続性に配慮します。
- 石積み等の自然素材の活用を優先し、必要に応じて、補強土壁、緑化ブロック擁壁、板柵等の景観に配慮したその他の工法の採用を検討します。また、やむを得ず化粧型枠を用いる場合は、自然石に類する仕上げのものとし、周囲の景観に配慮するよう、規模や形状、植栽等により見え方に十分に配慮します。これらの場合、周囲の集落や農地にみられる石積み等の伝統的な工法の特徴を把握した上で、当該地域に適した材料・工法（石材の大きさや形状、積み方など）を採用します。



道路整備に伴い現場で発生した巨石を空積みすることで周辺景観になじんだものとなっている。
 (志賀ルート/長野県下高井郡山ノ内町志賀高原)
 (土木学会デザイン賞 2001 最優秀賞
 写真提供: 大日本コンサルタント株式会社)



棚田の石積み



石積みと草本



集落の石積み

明日香村	ディテールイメージ	国営公園	
山・田園	<p>野暮ったい感じの石積み</p> <p>石積みの上に被さる植栽 不整形な天端 山・植栽地 空積みの深目地 目地に絡む植物 野面の玉石</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山裾などの土を止めるための擁壁。 野面の自然石(雑割石)の空積み。 人が積み上げた感じを受ける柔らかいイメージ。 目地の間に生える植物。 石積み天端は不整形であり、植物が被さるように茂る。 	山・園路
	<p>人の手が感じられる石積み</p> <p>広場や田畑を作るための平坦地 石の隙間に植物が生える 野面の玉石</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広場や田畑などの平坦地を造るための擁壁。 野面の自然石(雑割石)の空積み。 人が積み上げた感じを受ける柔らかいイメージ。 目地の間に生える植物。 腰積み程度の高さの連続(棚田) 	
町・集落	<p>少し整形に感じる石積み</p> <p>表面が少し整った石積み 擁壁に連続して建つ建築 擁壁の前面が側溝の一部となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建物を建てるための擁壁。 自然石の練り積み。 有効な土地利用のために擁壁の高さが高くなる。 擁壁の前面に側溝などの施設が付帯する。 	建築周り

「国営飛鳥歴史公園利用実態調査他業務施設デザイン基準の検討編」より
 (国土交通省近畿地方整備局 飛鳥国営公園出張所・財団法人公園緑地管理財団)

地域ごとの特徴に応じた擁壁(石積み)イメージ

舗装等

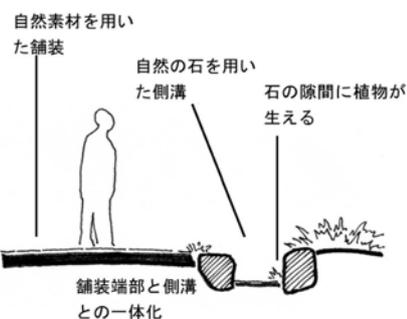
- 舗装の材料及び色彩は、その場所の空間イメージを醸し出す重要な要素となることから、地域の特性に配慮し、周辺景観と調和したものとなるよう努めます。特に、舗装自身が目立ち過ぎないように、境界部のおさまりに配慮し、周辺景観が映える色調、デザインを基本とします。
- 安全性を確保した上で、歩行空間としての連続性に配慮します。飛鳥周遊歩道をはじめとした歩行者道及び歩道の舗装は、自然素材や茶系を基調とした落ち着いた色彩（巻末の色彩基準を参照）の舗装を使用し、既存の舗装との連続性に配慮します。
- 幹線道路等の道路付帯施設としての縁石が必要な場所以外においては、舗装端部に野草等の植物が覆い被さり、柔らかな境界が作りだされるよう配慮します。また、側溝は玉石や割石の自然石を用いたものを優先的に採用するなど、細部のしつらえにも十分に配慮します。
- 地下埋設工事に伴う舗装の復旧や舗装の維持補修においては、従前の舗装と同一又は類似の舗装材料を用いることにより、周囲の舗装との違和感が生じないように十分に配慮するものとし、占有者に対して同様の取組を求めるものとする。そのため、当初の計画段階においても、維持管理コストを考慮した上での検討を行います。



歩行者道及び歩道の舗装は自然素材や茶系を基調とした落ち着いた色彩の使用



歴史文化施設の周辺区域等では、敷地内の舗装との調和に配慮した舗装の使用



「国営飛鳥歴史公園利用実態調査他業務施設デザイン基準の検討編」より
 (国土交通省近畿地方整備局 飛鳥国営公園出張所・財団法人公園緑地管理財団)
 飛鳥周遊歩道等や集落内の道路における舗装や境界部等のイメージ



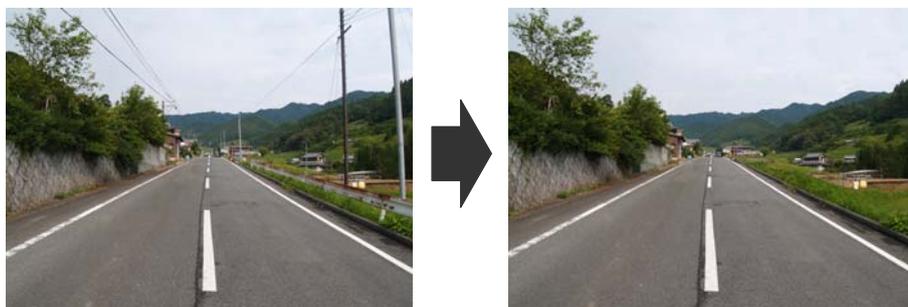
地下埋設工事に伴う舗装の復旧や舗装の維持補修においては、従前の舗装と同一又は類似の舗装材料の採用

防護柵

- 転落防止、立入防止、注意の勧告、手摺兼用など、それぞれの場所に必要とされている機能を整理した上で、防護柵の設置を必要としない構造の検討や景観に優れたその他の施設（縁石や駒止め、植樹帯）による代替の可能性を検討し、過剰な設置は避けるよう努めます。特に眺望に配慮する箇所においてはガードパイプなどの透過性の高い形状としたり、設置範囲を最小限とするなどの工夫を行います。
- 防護柵を設置する場合は、防護柵自体が風景の一部として違和感なく存在し得るような形状とするとともに、良好な景観形成に配慮した適切な材料・色彩を採用します。木製（間伐材を積極的に使用）又はそれに類する仕上げの防護柵を基本とし、やむを得ず鋼製防護柵を使用する場合は、原則として茶系色とし、周辺景観との連続性に配慮した色彩（巻末の色彩基準を参照）を採用します。
- 飛鳥周遊歩道や公園内などの歩行者の利用が多い場所においては、特に防護柵の手触り感の向上等、人が身体感覚的に受け入れやすいよう配慮します。特に、高さや格子間の寸法、手摺の直径、設置場所などは、ユニバーサルデザインの視点にも十分に配慮します。
- 照明や標識等の道路付属物や、信号等の道路占用物など近接する施設との調和を図り、景観全体としての向上に努めます。



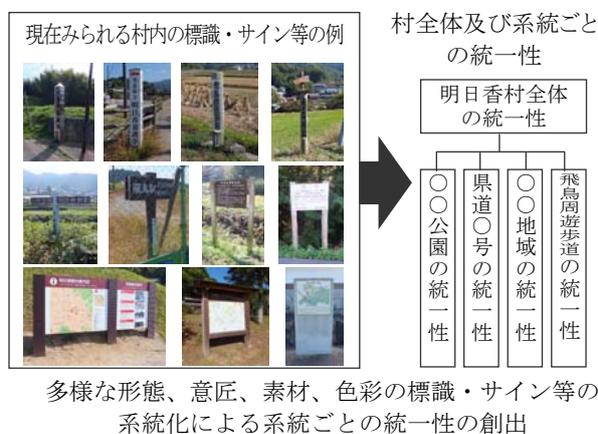
色彩や材料等に配慮した防護柵への修景（イメージ）



安全性を考慮した上でのガードレールの除去（イメージ：写真は電線類の地中化も併せて実施）

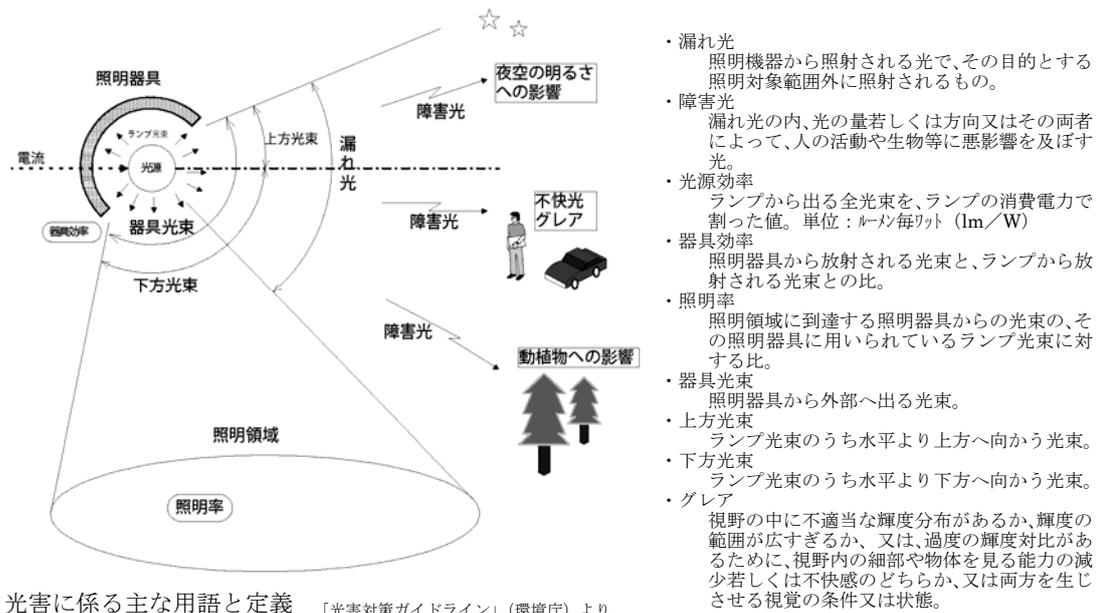
標識、サイン等

- 視認性の確保は勿論、多量の情報表示による板面の煩雑化や、標識類の乱立による景観の悪化等を防ぐ観点から、標識類の共架、添架、整理統合を図るとともに、設置数とその情報量が必要最小限のものとなるよう努めます。
- 明日香村の良好な眺望景観を阻害しないよう、配置や規模に配慮します。
- 明日香村の歴史的風土及び景観と調和した形態、意匠、素材、色彩等とします。とりわけ、可能な限り、間伐材の活用などにより木製とするよう努め、茶系等の落ち着いた色彩を基調とするよう努めます。（ただし法令等の定めによるものは除く。）
- 地域や沿線、施設等における看板、サイン等の系統化を図り（「国営飛鳥歴史公園サイン計画」などを参照）、各々の系統ごとの統一性に配慮します。（ただし法令等の定めによるものは除く。）
- 不要な標識、サイン等の除去や老朽化して判読できない標識、サイン等の付替えなど、標識、サイン等の整除を図るとともに、適切な維持・管理を行います。
- 防護柵や照明等の道路付属物や、信号等の道路占用物など近接する施設との調和を図り、景観全体としての向上に努めます。
- 仮設の看板や幟、サイン等についても、周囲の景観と調和するよう配置や規模、形態・意匠、素材、色彩等に十分に配慮します。



照明施設

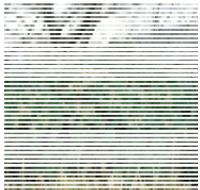
- 照明施設は、その高さや形状、複数で林立する姿などから、地域の景観を印象づける大きな要素となります。昼間の景観や主要な遺跡、展望地、道路（本指針6-1参照）からの眺望を阻害しないよう、施設管理者との協議の上、各種機能の集約化、照明器具やポール色彩（巻末の色彩基準を参照）、デザインなどに十分に配慮するとともに、必要に応じてフットライトや地中埋込灯、演出照明等を採用します。
 - 照明施設の使用目的や立地条件に応じて、一体的な連続性が感じられる光色や明るさ感となるよう、最適な光源と照明器具を選択するよう努めます。
 - 過度な装飾は避けるとともに、地域や沿線、施設等における照明等の系統化を図り、各々の系統ごとの統一性に配慮します。
 - 安全性を確保した上で、光量、角度、色及び漏れ光に配慮し、明日香村の夜間景観のおちついた印象を損なわないよう努めます。
- （「光害対策ガイドライン」（平成10年、環境庁）に基づき、「地域照明計画」の策定を進めます。）



緑の保全、緑化

- 良好な景観を形成している既存樹木は、保存、移植等による活用に努めます。景観法に基づく景観重要樹木など、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有する樹木については、その優れた外観が損なわれないよう適正に管理するよう努めます。また、明日香村の歴史的風土の特質のひとつでもある四季折々の美しさをみせる草花、万葉歌にも歌われた草花の保全に努めます。
- 緑化・植栽にあたっては、目的を明確にし、樹木等の生長を見越した植栽計画、維持管理に関する方針や計画の立案に努め、育成、維持、更新の各段階でそれぞれ必要となる管理行為を着実にを行い、長期的、定期的、安定的な維持管理に努めます。また、地域の自然や文化等の地域特性を把握した上で、郷土種や万葉植物の活用等、周辺景観と調和した樹種の選定、配植デザインに努めます。
- 買入地については、県との調整のもとに、適切な管理及び利活用の方針を定め、県、村、住民、企業等が協働で管理及び利活用を推進していきます。

万葉植物（万葉の花）

行	万葉植物（万葉の花）			
あ	あおい、あおぎり、あかね、あかめがしわ、あさ、あし、あじさい、あしび、あやめ、あわ、いぐさ、いぬびわ、いね、いも、いわづな、うきくさ、うのはな、うめ、うり、えごのき、えのき、おうち、おぎ、おきなぐさ、おみなへし、あけび			
か	かえで、かきつばた、かし、かじのき、かしわ、かたくり、かつら、かぶら、かや、からたち、からむし、ききょう、きささげ、きび、くず、くぬぎ、くり、くわ、けいとう、けやき、こうぞ、こけ、こなぎ、こなら、このてがしわ			
さ	さいかち、さかき、さくら、ささ、ささゆり、さるおがせ、さわあららぎ、しい、しきび、じゃけつばら、すぎ、すげ、すすき、すべりひゆ、すみれ、すもも、せり			
た	たけ、たちばな、たで、たぶのき、ちがや、ちからしば、つがのき、つげ、つた、つつじ、つづら、つばき、つばな、つゆくさ			
な	なでしこ、なし、なつめ、なつふじ、なんばんぎせる、にら、にれ、にわたこ、ねこやなぎ、ねむ、のいばら、のきしのぶ			
は	はぎ、はす、はぜ、はねず、ほんのき、ひえ、ひおうぎ、ひがんばん、ひし、びなんかずら、ひのき、ひるがお、ふじ、ふじばかま、へくそかずら、べにばな、ほお、ほよ			
ま	まゆみ、まつ、まめ、みつまた、むぎ、むぐら、むくげ、むろのき、むらさき、も、もみ、もみぢ、もも			
や	やなぎ、やぶこうじ、やぶらん、やまいも、やまごぼう、やまぶき、ゆずりは、よめな、よもぎ			
ら	らん			
わ	わすれぐさ、わた、わらび			



写真：日本の野生植物（平凡社）より

4-4 管理指針

適切な維持管理の実施

公共施設の補修や除草作業など、公共施設を適切に維持管理することは、良好な景観を保つ上で大変重要なことです。維持管理が行き届かない状態で放置されたままでは、景観は損なわれる一方です。このため、公共施設の管理にあたっては次の視点に留意して取り組むこととします。

① 維持管理水準の向上

定期的な点検等により、景観阻害要因となる施設の損傷や状況の早期発見に努め、長期間放置することなく補修等の対応を行う必要があります。特に景観形成を推進する必要がある場所（景観形成特定区域など）では、維持管理水準の向上を図ります。

② 計画・設計段階における維持管理方針の決定

計画・設計段階より、維持管理に関する計画や維持管理の推進体制を検討し、その内容を維持管理段階に引き継ぎ、当初の整備目的に沿った維持管理を推進することが重要です。

計画・設計段階において、維持管理に要する予算の確保や地域との協働体制の構築など、維持管理の推進体制を整えるよう努めます。

地域との協働体制の構築

公共施設の維持管理を推進するにあたっては、住民や事業者、NPO等の協力が不可欠です。また、住民等との協働体制を構築し、維持することは、公共施設の維持管理面だけでなく、住民等が地域や施設への誇りと愛着を育む上で重要です。

協力体制を構築、維持するため、住民等に対して、必要な資材の提供や公共施設を活用したまちづくり活動の支援など、地域の実情にあわせて必要な支援体制を構築していきます。

■ 占用工事者への指導

公共の土地の占用工事については、占用工事者に対し、占用物件等が景観阻害要因とならないよう、周辺景観との調和に配慮するように協力を求めていくことが重要です。また、景観法に基づく景観計画の景観形成基準等に配慮するなど、関係機関と連携し、良好な景観形成に関する取り組みを促進することが望まれます。

公共施設管理者が占用工事者と協議を行う際は、本指針に適合した措置を講ずるように協力を求めるとともに、以下に示す配慮事項についてもあわせて協力を求めるものとします。なお、ここで定める以外に、古都保存法や奈良県風致地区条例など、景観に関する各種の法制度等との整合に配慮することとします。

① 舗装復旧

ブロック舗装など特殊な舗装が行われている場合の占用工事後の舗装復旧は、使用されている材料をできる限り再利用し、再利用できない場合でも同製品を利用するか、違和感が生じない類似製品を使用するように指導します。

② 電柱・電線類

できる限り共架、添架により、整理統合に努めるとともに、軒下配線や裏配線の導入についても検討するように指導します。

電線が道路等を横断する場合には、できる限り横断箇所を集約するように指導します。

電柱の色彩は、周辺環境との連続性に配慮し、できる限り茶系色とするように指導します。

③ その他の占用物

バス停上屋や電話ボックス等その他の占用物件等は、周辺景観との調和に配慮するように指導します。

■ 不法占拠物件の適正化

立看板やのぼり旗等の不法占用物件は、景観を阻害する大きな要因の一つです。そのため、景観重要公共施設など特に景観形成を推進する必要がある場所では、地元大字の大字景観づくり協議会等と連携し、パトロールの強化や違反広告物の撤去活動等に努め、不法占用物件の適正化を重点的に図ります。

5

景観形成の進め方

5-1

手続き

国の機関、県の機関、村の機関が行う行為についても、「明日香村景観計画」ならびに「明日香村公共事業景観形成指針」に基づき、明日香村の歴史的風土と調和した規模、意匠、形態等とするよう努めてもらうこととします。

国の機関、県の機関、村の機関が行う行為は、景観法及び明日香村景観条例に基づく届出対象行為ではありませんが、以下の行為を行う際には、事前に村長への通知（明日香村景観条例施行規則様式第41号）が必要です。

なお、行為の通知の前に、構想段階において、必ず事前協議を行ってください（必要に応じて、関係機関への意見照会を行います）。

通知が必要な行為（景観法及び明日香村景観条例に基づく届出対象行為に準ずる）

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和40年法律第1号）」及び「奈良県風致地区条例（昭和45年3月奈良県条例第43号）」に基づき許可申請対象と規定されている次に掲げる行為

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 建築物その他の工作物の色彩の変更
- (6) 水面の埋立て又は干拓
- (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

高さ1.5m以下の塀、柵、門その他これらに類する工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

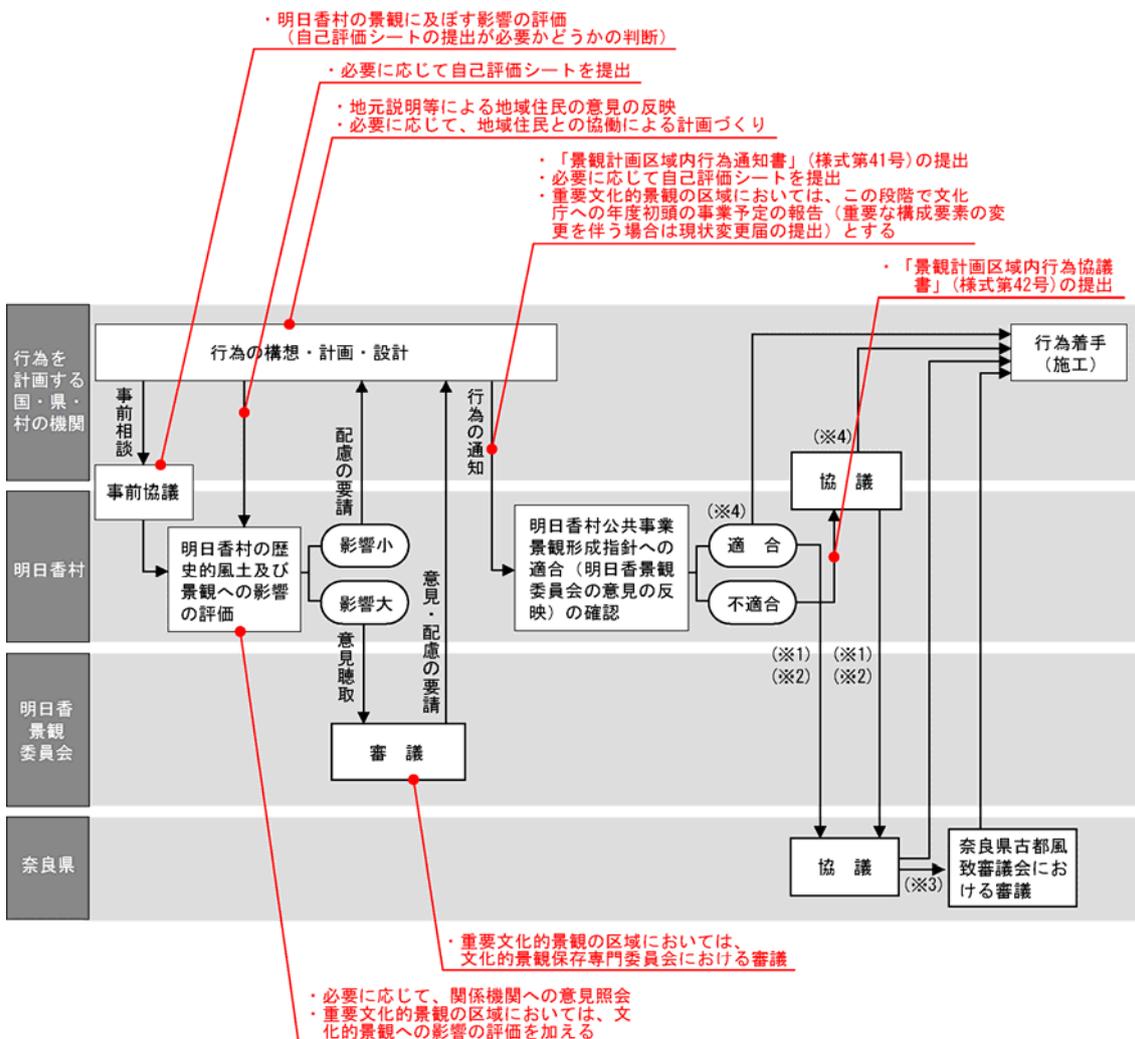
その他大字景観計画に基づき規定された行為

明日香村の歴史的風土や景観への影響が大きいと判断される公共事業は、明日香景観委員会への意見聴取を行い、配慮すべき事項等を整理して協議を行うこととします。村における影響評価及び協議の後、古都保存法及び奈良県風致地区条例に基づき、奈良県知事への行為の通知（村の行う行為については許可申請）を行い、行為の着手となります。

なお、重要文化的景観の区域（奥飛鳥地域）においては、各年度初頭に当該年度の公共

事業一覧を文化庁に提出する必要があります。また、重要な構成要素の変更を伴う公共事業を計画する場合は、文化庁に現状変更届を提出する必要があります。予定している事業については、事前協議において文化的景観への影響を含めた評価を行い、影響が大きいと判断される場合（重要な構成要素の変更を伴う場合を含む）は、明日香村文化財保護委員会のもとに設置された文化的景観保存専門委員会における審議を行ない、必要に応じて、行為の構想・計画・設計を見直していきます。（文化的景観保存専門委員会における審議を経て、明日香村の歴史的風土の保存及び景観の形成、文化的景観の保護への対応が十分に図れた事業計画を文化庁に提出することとします。）

国の機関、県の機関、村の機関が行う行為の手続きの流れ



(※1) 村が行う行為は古都保存法及び奈良県風致地区条例に基づく許可申請・審査となります。
 (※2) 奈良県風致地区条例第3条に規定する行為については奈良県知事への通知(協議不要)となります。
 (※3) 古都保存法及び奈良県風致地区条例の規制に関する重要事項は「奈良県古都風致審議会」で審議します。
 (※4) 都市計画法第4条第15号に規定する都市計画事業の施行として行う行為は、奈良県知事への通知・協議は不要です。

5-2 景観デザインの検証

景観やデザインの評価は定量的あるいは客観性をもって評価することが難しいと言われています。そこで、明日香村の歴史的風土や景観への影響が大きいと判断される公共事業については、構想段階、計画段階、設計段階の必要な段階（村が判断し、指示します）において、公共事業の景観形成に係る「自己評価シート」による評価を義務付けることにより、多くの人々に受け入れられるものとして評価の普遍化・透明化を図るとともに、当初の景観形成の理念、方針、配慮事項の継承を図ります。また、自己評価シートを用いて繰り返し景観デザインのプロセスを振り返ることにより、各段階で時代の流れや利用者等のニーズを適確に判断し、柔軟な姿勢で事業内容を見直し、検討していくこととします。

なお、この自己評価シートは、明日香景観委員会における当該事業内容についての協議にあたっての資料として添付し、追加すべき視点や配慮事項等について助言、指導していくための資料として活用していくこととします。

■ 公共事業の景観形成に係る「自己評価シート」			記載例
事業名	〇〇事業	事業主体	明日香村〇〇課
事業期間	〇年〇月～〇年〇月	実施区域	明日香村〇〇
事業概要	〇〇を目的として、〇〇を行う		
基本指針		配慮した内容	
①場所 文化、生活・生業、説話・伝承などの地域の個性を尊重します	現存植生を生かすとともに、万葉歌に歌われた〇〇を植栽した。また、建築物には、古くから用いられている地場産の材料を利用した。 建物や植栽等の配置は、周辺の集落と神社の関係や集落の祭礼の場などを考慮した。		
②地勢 地勢、地形などできりだされる大きな風景を尊重します	地形を活かし、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、微地形を活かした曲線による歩行空間を整備した。また、擁壁は曲線を用い、周囲の自然景観に調和した形状とした。		
③尺度 人間のスケール、空間の大きさなどの適切なスケールを大切にします	擁壁の高さを1m以下に抑えるとともに、周囲の〇〇大字に見られる石積みに合わせ、石積みの石の大きさは〇cm～〇cm程度とした。 周辺の集落景観や自然景観に溶け込むよう、建築物を分棟化するとともに、屋根・外壁を分節した。		
④調和 空間・事象間の関係に配慮します	村道〇〇及び〇〇遺跡からの見え方に配慮し、景観シミュレーションを実施して樹木による修景を施した。 施設全体のコンセプトである「〇〇」をもとに、別紙のとおり各要素の形態・意匠・材料・色彩を採用した。		
⑤秩序 地域のルールを受け継いでいきます	〇〇大字景観計画に即し、東西方向の棟を基本とするとともに、周囲の〇〇大字でみられる建築物の伝統的な形態・意匠・材料を用いた。		
⑥コミュニティ 人々のつながり、活動を守り育てます	大字との事前協議を重ね、大字住民と協働で計画づくりを行った。 地域住民の憩いの場、地域住民と観光客が交流できる場を整備した。また、地域の祭礼や行事で利用できる空間を整備した。		
⑦時間 気候や季節変化、歴史などの時の流れを考慮します	建築材料には、経年変化により素材感が出てくる〇〇を使用した。また、季節感を感じられる〇〇を植栽した。 文化遺産の保存のため〇〇の措置を講じた。		
⑧機能 機能性、経済性、安全性と景観デザインを調整します	〇〇とすることにより、誰もが使いやすいユニバーサルデザインとした。また、〇〇により施設に安全にアクセスできるようにした。 今後の修繕等を見据え、素材を〇〇とするとともに、管理体制を別紙のとおり整備した。		

6

資料

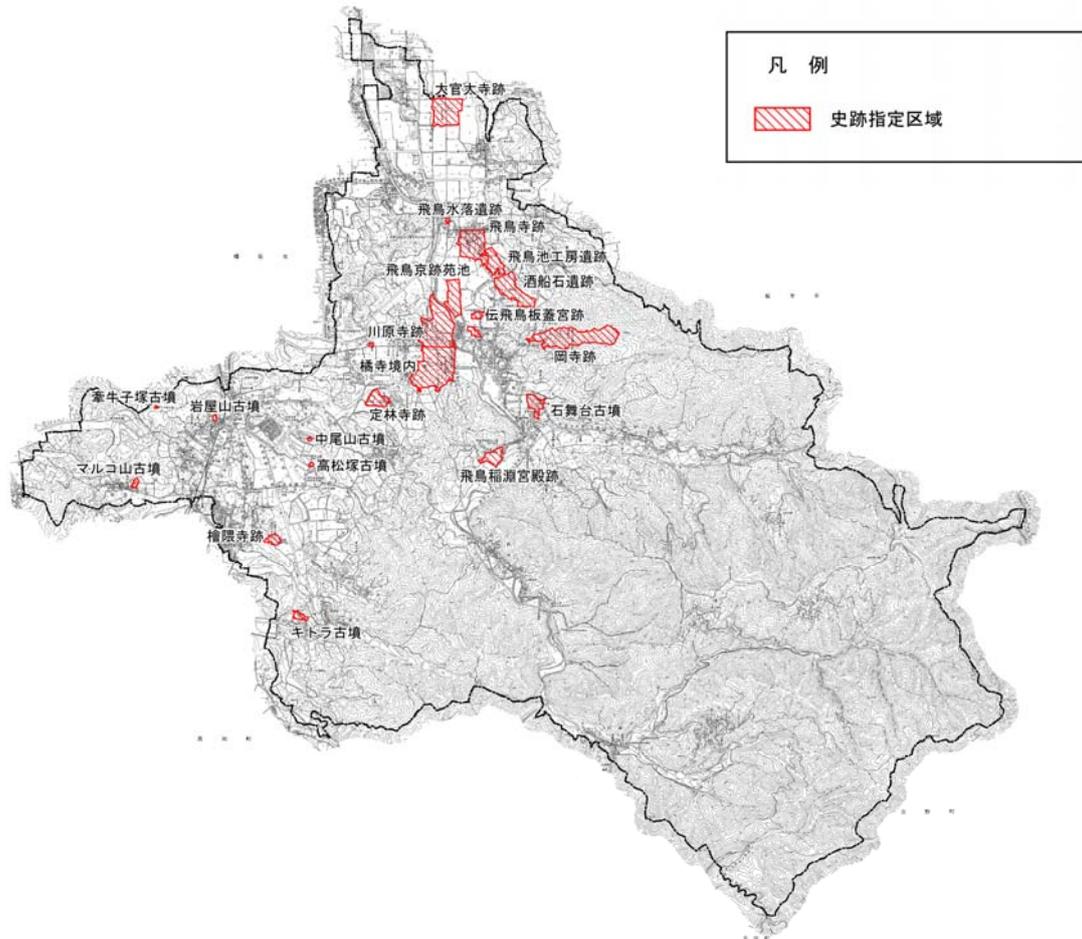
6-1

主要な遺跡、展望地、道路

主要な遺跡とは国指定特別史跡及び史跡、展望地とは、明日香村景観計画第1部第3章第2節に示す視点場、道路は同節に示す景観軸（道路軸）とします。

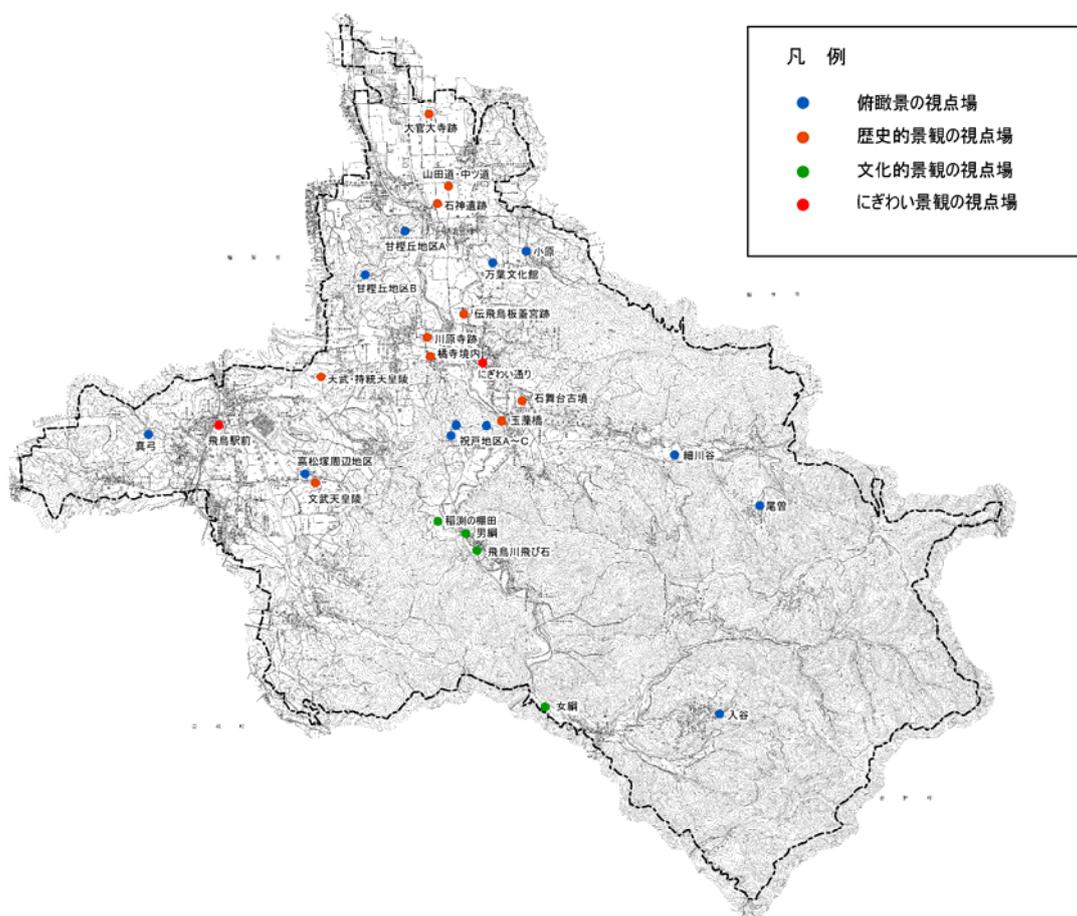
【視点場となる主要な遺跡（国指定特別史跡及び史跡）】

種別	名称
国指定特別史跡	石舞台古墳、高松塚古墳、キトラ古墳
国指定史跡	川原寺跡、大官大寺跡、牽牛子塚古墳、中尾山古墳、酒船石遺跡、定林寺跡、飛鳥寺跡、橘寺境内、岩屋山古墳、伝飛鳥板蓋宮跡、飛鳥水落遺跡、飛鳥稲淵宮殿跡、マルコ山古墳、飛鳥池工房遺跡、檜隈寺跡、岡寺跡、飛鳥京跡苑池



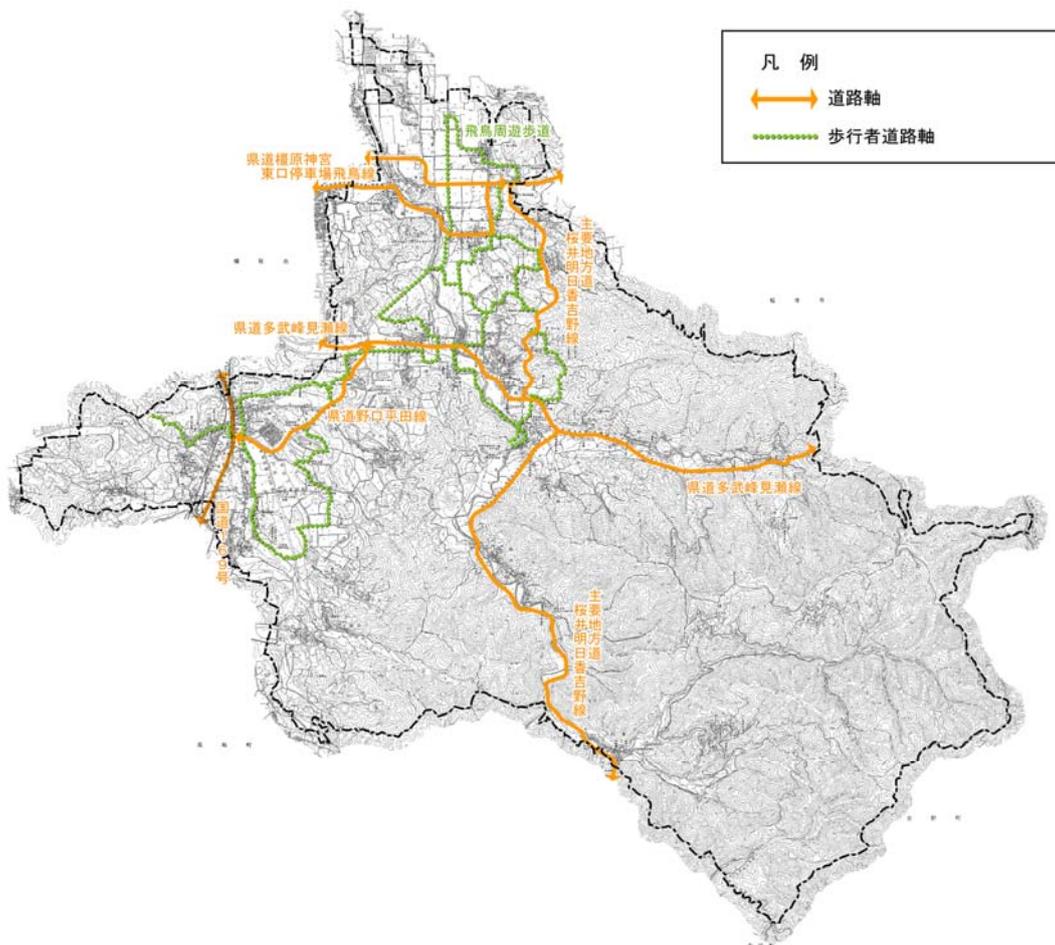
【視点場となる主要な展望地（明日香村景観計画第1部第3章第2節：視点場）】

種別	視点場
俯瞰景の視点場	国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区（甘樫丘展望台、川原展望台） 国営飛鳥歴史公園祝戸地区（西展望台、東展望台、展望台） 国営飛鳥歴史公園高松塚地区（展望地点） 細川谷、尾曾、入谷、小原、真弓、万葉文化館
歴史的景観の視点場	石舞台古墳、川原寺跡、大官大寺跡、橘寺境内、 伝飛鳥板蓋宮跡、天武・持統天皇陵、文武天皇陵 山田道・中ツ道、石神遺跡、玉藻橋
文化的景観の視点場	飛鳥川飛び石、男綱・女綱、稲渕の棚田を望む場
にぎわい景観の視点場	飛鳥駅前、にぎわい通り



【視点場となる主要な道路（明日香村景観計画第1部第3章第2節：景観軸（道路軸及び歩行者道路軸））】

種別	視点場
道路軸	国道 169 号 主要地方道桜井明日香吉野線 県道橿原神宮前東口停車場飛鳥線 県道多武峰見瀬線 県道野口平田線
歩行者道路軸	飛鳥周遊歩道



6-2

色彩基準

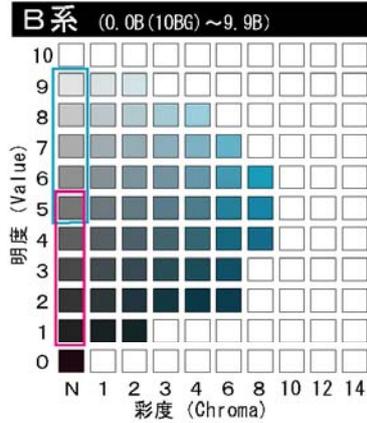
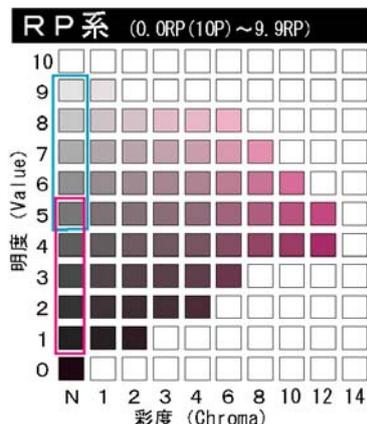
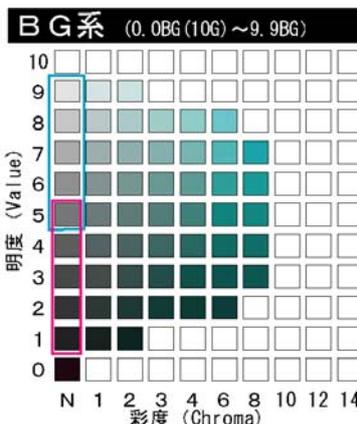
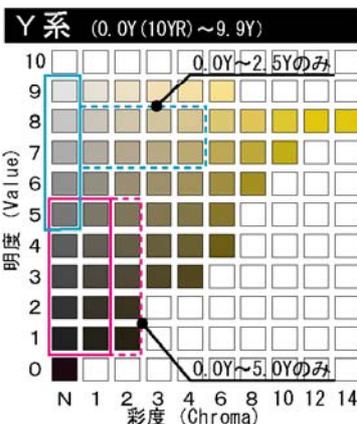
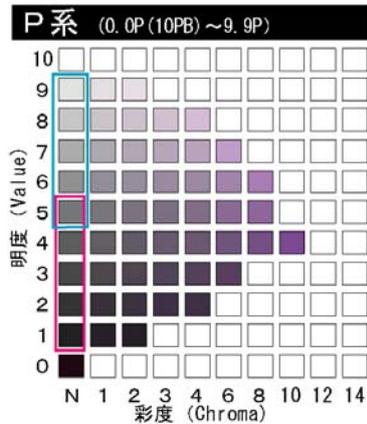
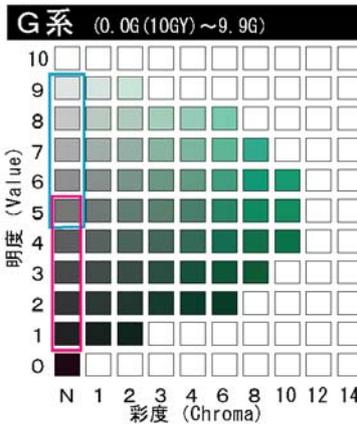
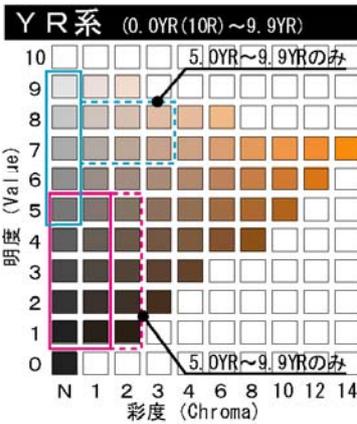
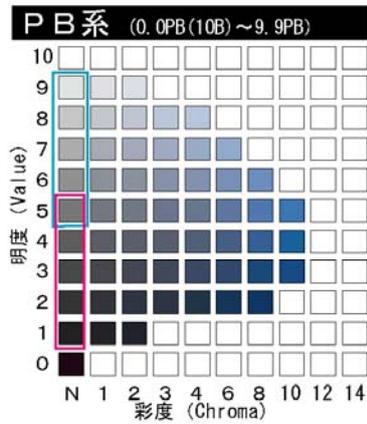
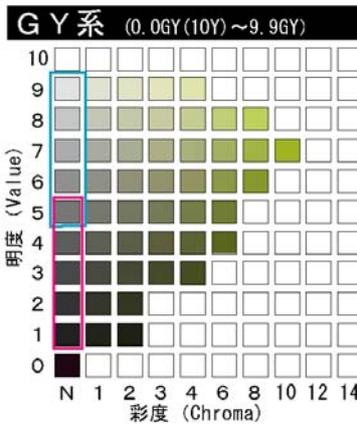
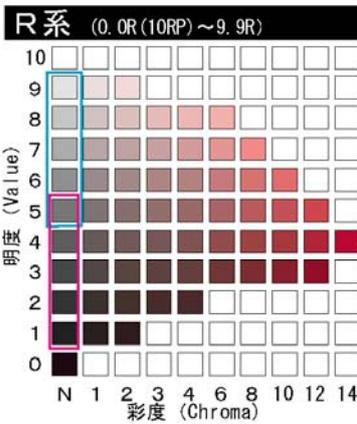
色彩基準一覧

項目		色彩基準（マンセル値）			
公共建築物の屋根等に係る色彩基準	・建築物の屋根 ・塀の屋根	色相			
		YR系	0.0YR(10R) ~4.9YR	5.0以下	1.0以下
			5.0YR ~9.9YR	5.0以下	2.0以下
		Y系	0.0Y(10YR) ~5.0Y	5.0以下	2.0以下
5.1Y ~9.9Y	5.0以下		1.0以下		
		無彩色	1.0以上 5.0以下	N	
公共建築物の壁面・建具等に係る色彩基準	・建築物の外壁 ・建築物の建具・建築設備 ・塀の壁面	色相			
		YR系	5.0YR ~9.9YR	7.0以上 8.0以下	3.0以下
			Y系	0.0Y(10YR) ~2.5Y	7.0以上 8.0以下
				無彩色	5.0以上 9.0以下
その他の色彩基準	・防護柵、棒状工作物、 その他の工作物	色相			
		YR系	5.0YR ~9.9YR	3.0以下	2.0以下
			Y系	0.0Y(10YR) ~5.0Y	3.0以下
			無彩色	1.0以上 3.0以下	N
	・舗装	色相			
		YR系	5.0YR ~9.9YR	9.0以下	2.0以下
			Y系	0.0Y(10YR) ~5.0Y	9.0以下
		無彩色	1.0以上 9.0以下	N	

公共事業に係る色彩基準

公共建築物等の
「屋根等」及び「壁面・建具等」の
色彩の許容範囲のイメージ

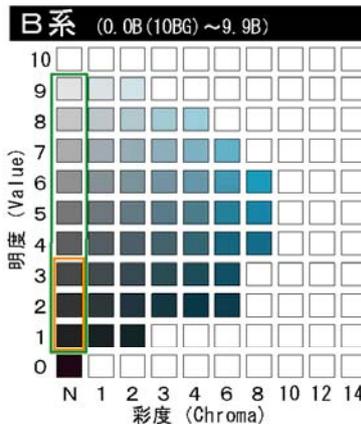
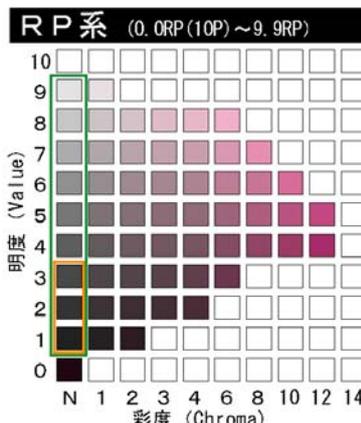
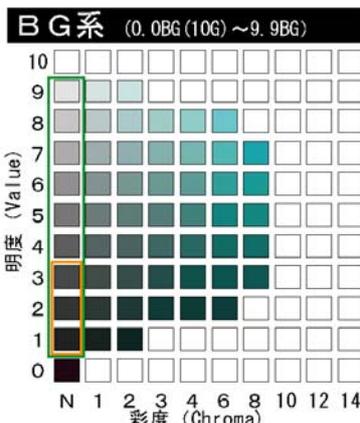
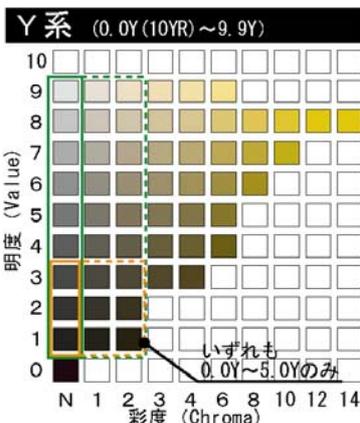
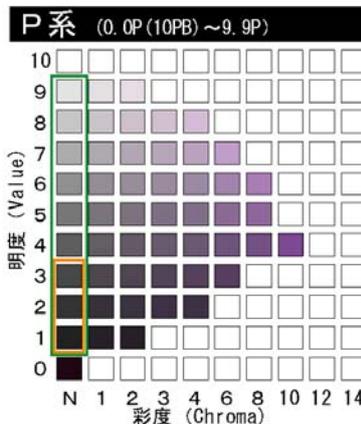
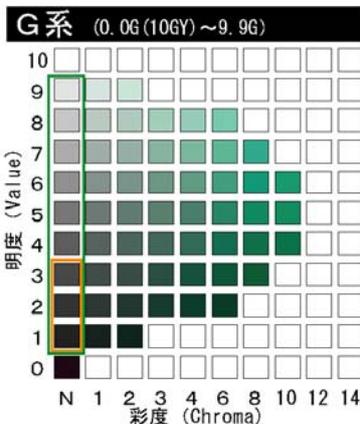
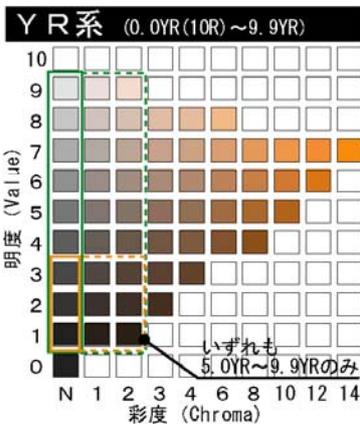
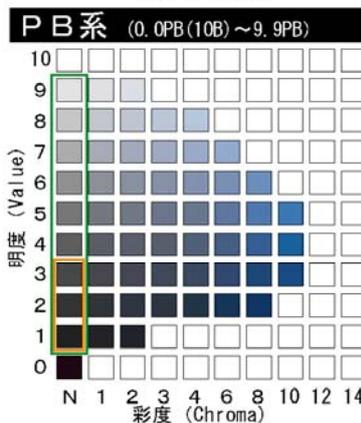
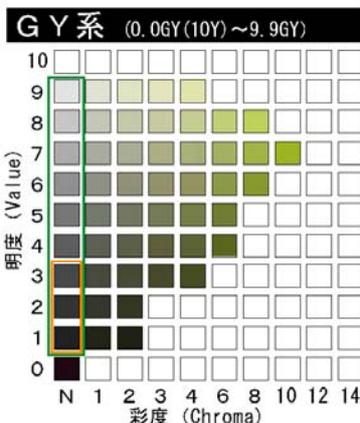
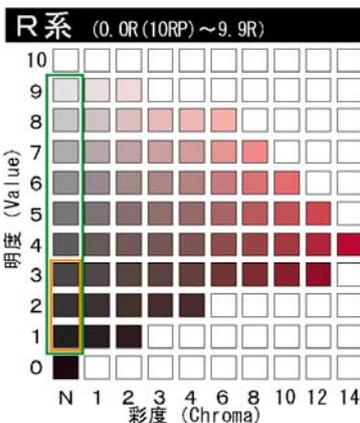
- 屋根等の色彩の許容範囲イメージ
- 壁面・建具等の色彩の許容範囲イメージ



公共事業に係る色彩基準

防護柵等及び舗装の 色彩の許容範囲のイメージ

- 防護柵等の色彩の許容範囲イメージ
- 舗装の色彩の許容範囲イメージ



いずれも
5.0YR~9.9YRのみ

いずれも
0.0Y~5.0Yのみ

6-3

参考資料

国の景観形成ガイドライン

【全般】

美しい国づくり政策大綱	国土交通省	2003.7 策定
国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	国土交通省	2007.4 策定 2009.4 最終改定
公共事業における景観整備に関する事後評価の手引き（案）	国土交通省	2009.3 策定
景観重要公共施設の手引き（案）	国土交通省 都市・地域整備局	2007.9 策定
光害対策ガイドライン	環境庁	1999.3 策定

【道路】

道路のデザイン —道路デザイン指針(案)とその解説	国土交通省 道路局	2005.7 策定
景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	国土交通省 道路局	2004.3 策定

【河川】

河川景観ガイドライン 「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省 河川局	2006.10 策定
--------------------------------	-----------	------------

【砂防】

砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省 砂防部	2007.2 策定
----------------------	-----------	-----------

【都市施設】

景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」 （案）	国土交通省 都市・地域整備局	2005.3 策定
-------------------------------	----------------	-----------

【建築物】

住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省 住宅局	2005.3 策定
官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省 官庁営繕部	2004.5 策定

【農林】

美の里づくりガイドライン	農林水産省 農村振興局	2004.8 策定
農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省 農村振興局	2006.5 策定

県の景観形成ガイドライン

【全般】

奈良県公共事業景観形成指針	奈良県土木部	2009.11 策定
---------------	--------	------------

【道路】

観光案内サイン整備ガイドライン	奈良県土木部	2009.7 策定
-----------------	--------	-----------

明日香村公共事業景観形成指針

平成24年3月 明日香村

【お問い合わせ先】

明日香村役場 企画政策課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡 55 番地

TEL : (0744) 54-2001 [代]

FAX : (0744) 54-2440